

「経済構造の変革と創造のための行動計画（第3回フォローアップ）」（抄）
（平成12年12月1日閣議決定）

I. 企業の創造的な経済活動と新規産業創出を促進するための環境整備

1. 迅速な意思決定・企業再編の円滑化を可能にする会社法制等の整備

（5）民間企業活動が迅速かつ公平に行われるための法令解釈の明確化に関する
手続（日本版ノーアクションレター制度）の導入の検討

IT革命の到来等の中で、民間企業の事業活動が迅速かつ公平に行われることを視野に入れて、行政処分を行う行政機関がその行政処分に関する法令解釈を迅速に明確化する手続を、我が国の法令体系に適合した形で導入を図ることとし、その検討に着手するとともに、一定の分野において平成13年度（2001年度）から実施する。

3. ITを最大限活用できる環境整備

（2）IT経済社会における取引の円滑化と市場ルールの整備

②法令解釈の明確化等

ITを活用したビジネスを促進するための法令解釈の明確化に関する手続（日本版ノーアクションレター制度）の導入の検討や、ADR（裁判外紛争処理メカニズム）の整備、独禁法ガイドラインの整備（電子商取引、知的財産関連ガイドラインの整備）を早急に実施するとともに、消費者保護や取引ルールの公正性の確保の観点から、独占禁止法による監視等により、不当表示への迅速な対処や我が国の契約慣行・流通慣行の是正を図る。